

令和元年度労働保険適用促進強化期間実施要綱

松本公共職業安定所

趣旨・目的

労働保険未手続一掃対策については、当所にて策定した「平成31年度労働保険未手続事業一掃対策実施要領」ならびに「平成31年度労働保険未手続事業一掃適用促進計画」に基づき取り組んでいる。

こうした中で、現在においても依然として小規模零細事業所を中心に、なお相当数の未手続事業所が残されている。この未手続事業所を解消するために今年度も11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて集中的な適用促進広報活動を展開するとともに、把握した未手続事業所に加入指導を積極的かつ効果的に行うこととする。

実施期間

令和元年11月1日から11月30日までの1か月間

実施内容

(1) 広報活動の実施

① 広報媒体の活用

- ・ 市町村及び関係事業主団体等の発行する広報紙への掲載依頼

② 国が作成する「労働保険適用促進強化期間ポスター」の掲示等による周知

- ・ 所内へ掲示、関係事業主団体への掲示依頼

(2) 未手続事業所に対する加入指導

- ① 積極的に未手続事業所を把握し労働保険徴収室に報告するとともに、未手続事業所に対し、積極的に訪問し成立指導を行う。

② 関係機関等との連携

- ・ 松本地区労働保険事務組合協議会の開催する適用促進委員会等に積極的に参加し、労保連から提供された未手続事業所についての情報等を提供し適用促進の効果を図るとともに、労働保険適用推進員に適用促進のための各種資料を提供し、推進員による労働保険加入勧奨を支援する。

- ③ 国、労働局が作成する加入勧奨状・パンフレット・リーフレット等を未手続事業所へ配布し成立を図る。